

林野庁説明資料

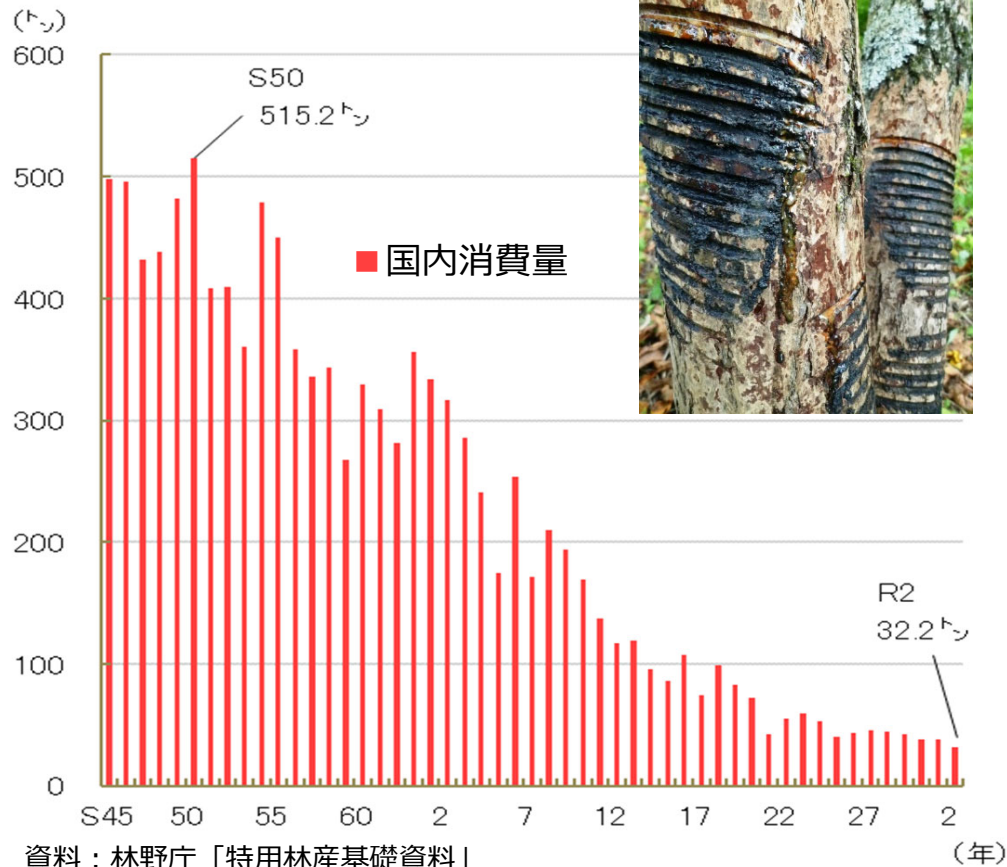
- 1 漆の生産状況について
- 2 国有林野事業における取組

1 漆の生産状況について

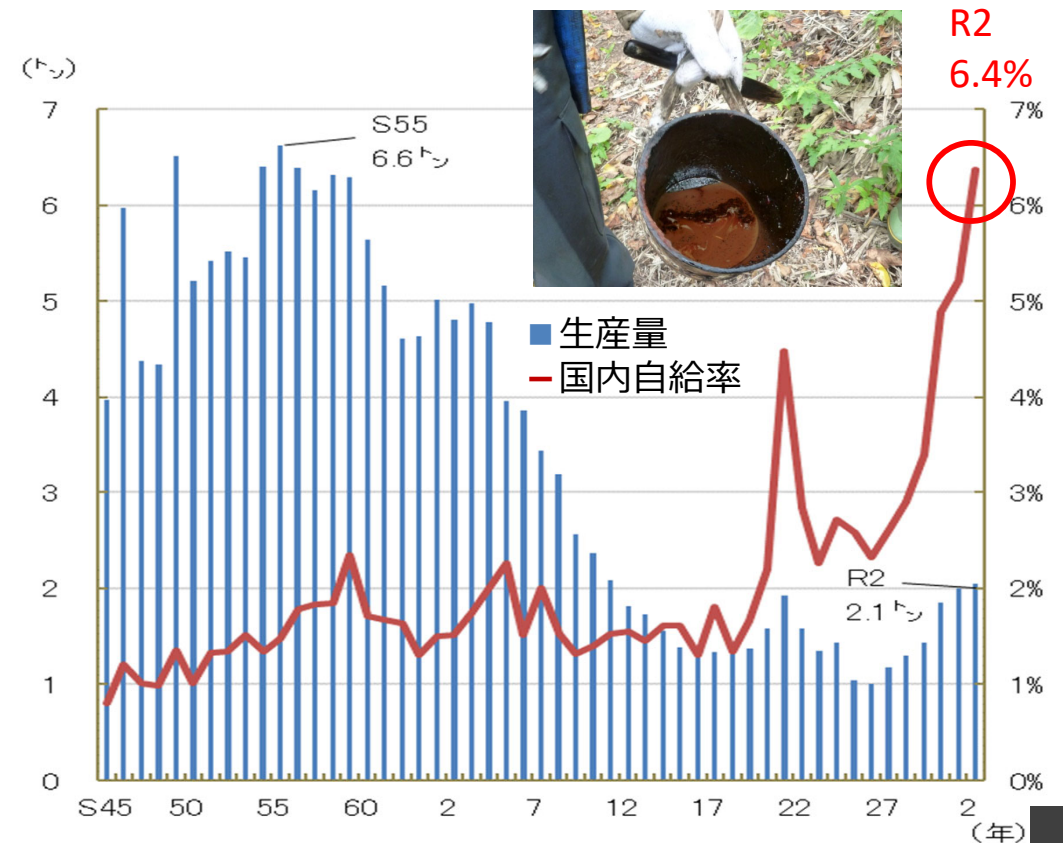
国内生産・消費の動向

- 漆は、ウルシの樹液を採取して精製したもので、古来、食器、工芸品、建築物等の塗装や接着に利用
- ウルシは北海道から九州まで広く分布。主要な生産地は、岩手県二戸市や茨城県大子町など
- 15～20年生のウルシから漆を採取。採取後に伐採し、実生苗や分根苗の植栽、萌芽更新により再造林
- 令和2年の国内消費量は32.2トン。長期的には減少傾向で推移し、平成20年頃から下げ止まり傾向
- 国内消費量のうち国内生産量は6.4%に当たる2.1トン。輸入元はほとんどが中国

漆の国内消費量の推移（過去50年間）



国産漆の生産量の推移（過去50年間）



国産漆の地域別生産量の推移(直近5年間)

(単位:kg)

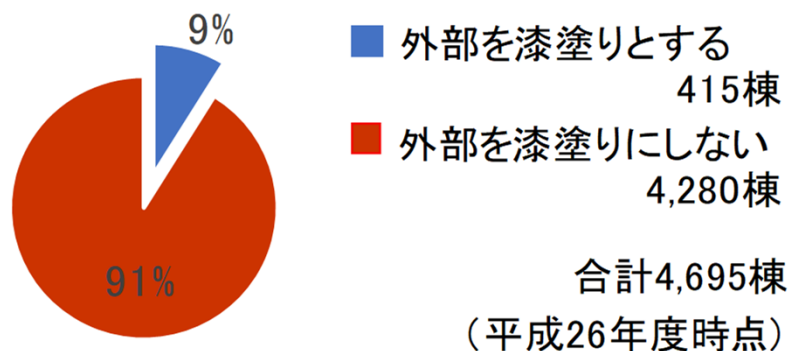
道府県 注1	H27 (2015)	28 (2016)	29 (2017)	30 (2018)	R元 (2019)	2 (2020)	構成比
岩手	821	935	1,040	1,256	1,488	1,525	74.4%
茨城	178	147	183	360	307	371	18.1%
栃木 注2	120	120	120	120	120	100	4.9%
福島	12	15	24	38	33	25	1.2%
長野	24	30	20	24	5	13	0.6%
岡山	6	12	15	10	8	5	0.2%
新潟	—	—	—	12	10	4	0.2%
京都	5	2	2	1	4	4	0.2%
山形	15	15	15	10	10	3	0.1%
石川	1	15	12	11	7	1	0.0%
北海道	—	2	3	3	3	—	0.0%
徳島	—	—	—	—	3	—	0.0%
福井	—	1	—	—	—	—	0.0%
計	1,182	1,294	1,434	1,845	1,997	2,051	100%

- 注: 1 各道府県の記載順は令和2年の生産量が多い順による。
- 2 道府県別の生産量は生産者の所在道府県ベースの量による。
- (近年の栃木県分の生産量は大部分が茨城県内のウルシ林から生産。)

文化庁の通知による国産漆の需要拡大

- 平成27年2月24日、文化庁は国庫補助事業として実施する国宝・重要文化財（建造物）の保存修理に使用する漆について、原則として、国産漆を使用することを通知
- 平成29年4月28日、国宝・重要文化財（建造物）の保存修理で使用する漆の長期需要予測調査の結果を公表。長期需要量から、理想的な修理周期において国宝・重要文化財建造物の保存修理で使用する漆の需要量は、年間平均約2.2トンと予測

外部を漆塗とする文化財建造物



【日光二社一寺】
89棟の年間漆使用量 0.6t/年

【日光二社一寺以外】
326棟の年間漆使用量 1.6t/年

合計 約2.2t/年

生産に係る課題と産地での取組について①

- 二戸市は古くから生漆の産地であり昭和後期には年3t近い生漆を生産していたが、後継者の不足等もあり、平成25年には0.6tまで減少
- 二戸市が主体となって、長期的なウルシ造林計画の策定や、地元森林組合との連携による苗木の確保や、「地域おこし協力隊」制度の活用による漆掻き技術の継承等を行う
- 資源確保のため、文化庁「ふるさと文化財の森」制度、第1号として「浄法寺漆林」を設定
- ウルシの植栽、保育の際には森林整備事業も活用し、造林時の負担を軽減



- 「ふるさと文化財の森」を活用し、苗畑、更新試験地、ウルシ林を整備。
- 地域おこし協力隊(うるしばと)は、ウルシ苗の生産から、漆掻きや漆器生産まで実施。任期が終了した後に定住する方も。

生産に係る課題と産地での取組について②

- ウルシ林地を確保するため二戸市は、岩手北部森林管理署との間で「漆うるわしの森づくり協定」、東北森林管理局との間で「分収造林契約※」を締結し連携
- 民間企業と「漆の林づくりサポート協定」を締結し、植樹イベントを積極的に開催
- 植樹イベントに地元小学生を招く、漆器の貸出・導入を補助する等、地域の漆文化を育成
- 情報発信施設「滴生舎」では漆器の生産・販売、研修、イベント等により漆文化を発信



森林管理署と協定し、
ウルシ林造成適地等の情報を共有



ウルシや木地用の
トチノキの植樹祭



「滴生舎」
民間が運営し、販売に加えて
展示会、PRイベント等を実施

※ 国有林の分収造林は、国有林野の管理経営に関する法律に基づき、地域における産業の振興等に寄与するため、造林者（国以外の者）が契約により国有林野に木を植えて、一定期間育て、伐採し、その収益（販売代金）を国と造林者とで一定の割合で分収する制度。

（契約件数 約17千件、契約面積 約100千ha、うちウルシは23件、約70ha）

森林管理局リンク http://www.rinya.maff.go.jp/j/kouhou/kyoku_iink.html

特用樹の造林に関する手続きと支援策



手続き

ウルシ等の特用樹の造林は農地・林地いずれでも可能ですが、それぞれ手続きと支援策が異なります。

- 植栽後、施肥、病虫害防除、下草刈り、枝打ち等の肥培管理を全期間にわたり継続して適切に行うのであれば農地として管理することができます。
- 肥培管理を行わない場合には、農地から林地への転用の手続きが必要となります。
- 農地に対する支援を受ける場合は、まずは地域で話し合い、集落等を単位とした協定の作成（①の場合）、最適土地利用計画及び整備計画の策定（②の場合）等を行う必要があります。

土地の状況	肥培管理	転用手続き	支援策	
荒廃農地 (荒廃化のおそれのある農地を含む)	肥培管理をする	なし	植栽 ①、②、③	農地として管理・利用 ①、②、③
	肥培管理をしない	・農振農用地区域除外手続 ・農地の転用手続	植栽 ①、②、③ ④、⑤	林地として管理・利用 (①、②)、③ ④、⑤
林地		なし	植栽 ③、④、⑤	林地として管理・利用 ③、④、⑤

支援策

丸数字は下記枠内の活用可能な支援策、（）内は実施期間のみ支援可

①日本型直接支払のうち中山間地域等直接支払交付金

内 容：農業生産条件の不利な中山間地域等における農用地への植栽、管理
補助率：定額（緩傾斜 3,500円/10a、急傾斜 11,500円/10a等）（農業者等）



②農山漁村振興交付金のうち最適土地利用対策

内 容：保全すべき農地周辺部における荒廃農地等への低密度で見通しがよい計画的な植栽、管理
補助率：1 / 2 等、定額(種苗費、管理費 5,000円/10a)（地域協議会等）

③林業・木材産業成長産業化促進対策

内 容： 植栽、林相改良、施設整備（倉庫等）等（農地・林地いずれにも適用可能）
補助率： 1 / 2 以内（生産者団体等）

④森林整備事業

内 容： 地域森林計画対象森林における植栽、播種、施肥等
補助率： 集約化した森林（森林経営計画対象森林）で国・都道府県合わせて約 7 割
それ以外の森林は約 4 割（森林所有者等）

⑤森林・山村多面的機能発揮対策

内 容： 森林経営計画対象外の森林における保全管理活動等の一環として行われる植栽、保育等
補助率： 定額、1 / 2、1 / 3 以内（地域住民や森林所有者等で構成する活動組織）

中山間地域等直接支払交付金

【令和4年度予算額 26,100（26,100）百万円】

<対策のポイント>

中山間地域等において、農業生産条件の不利を補正することにより、**将来に向けて農業生産活動を維持するための活動を支援**します。

<事業目標>

耕作放棄を防止し、中山間地域等の農用地7.5万haの減少を防止〔令和6年度まで〕

<事業の内容>

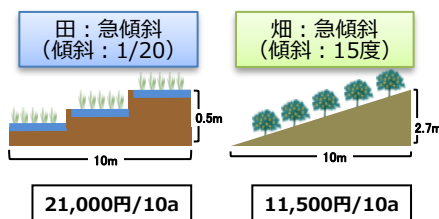
<事業イメージ>

1. 中山間地域等直接支払交付金 25,800（25,900）百万円

- ① 農業生産条件の不利な中山間地域等において、集落等を単位に、**農用地を維持・管理していくための取決め（協定）を締結**し、それにしたがって**農業生産活動等を行う場合に、面積に応じて一定額を交付**します。

【主な交付単価】

地目	区分	交付単価 (円/10a)
田	急傾斜（1/20～）	21,000
	緩傾斜（1/100～）	8,000
畑	急傾斜（15度～）	11,500
	緩傾斜（8度～）	3,500



「農業生産活動等を継続するための活動」のみを行う場合は交付単価の8割（基礎単価）、これに加えて「集落戦略の作成」を行う場合は交付単価の10割を交付（体制整備単価）

② 令和4年度の拡充事項

棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち**超急傾斜農地を対象に、「超急傾斜地棚田加算」を新設**。

2. 中山間地域等直接支払推進交付金 300（200）百万円

制度の適正かつ円滑な実施に向けた都道府県、市町村等の推進体制を強化します。

<事業の流れ>



【対象地域】中山間地域等

（地域振興8法と棚田法等指定地域及び知事が定める特認地域）

【対象者】集落協定又は個別協定に基づき5年以上継続して耕作を行う農業者等

【集落協定等に基づく活動】

- ① 農業生産活動等を継続するための活動（耕作放棄の発生防止、水路・農道の管理活動等）
- ② 農業生産活動等の体制整備のための取組（集落戦略の作成）

【加算措置】

加算項目（取組目標の設定・達成が必要）	10a当たり単価
棚田地域振興活動加算	
棚田地域振興法に基づく認定棚田地域振興活動計画の対象棚田等（田1/20以上、畑15度以上）の保全と地域の振興を支援 〔超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	10,000円 (田・畑)
棚田地域振興活動加算を受ける農地のうち超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上） 〔超急傾斜農地管理加算、集落機能強化加算、生産性向上加算との重複は不可〕	14,000円 (田・畑)
超急傾斜農地保安全管理加算	6,000円 (田・畑)
超急傾斜農地（田1/10以上、畑20度以上）の保全や有効活用を支援	
集落協定広域化加算 【上限額：200万円/年】	3,000円 (地目にかかわらず)
広域で集落協定を締結し、将来の集落維持に向けた活動を支援	
集落機能強化加算 【上限額：200万円/年】	
新たな人材の確保、営農以外の組織との連携体制の構築等の取組を支援	
生産性向上加算 【上限額：200万円/年】	
農地の集積・集約や所得向上、省力化技術の導入等の取組を支援	

※ 本制度は、予算の範囲内で交付金を交付する仕組みです。申請額の全国合計が予算額を上回った場合、交付金が減額されることがあります。

【お問い合わせ先】農村振興局地域振興課（03-3501-8359）

農山漁村振興交付金のうち 最適土地利用対策

【令和4年度予算額 9,752（9,805）百万円の内数】

<対策のポイント>

地域のコミュニティの維持と農山漁村の活性化及び自立化を後押しするため、**地域ぐるみの話し合い**を通じ、**重要な地域資源である農地の有効活用や粗放的な利用によるモデル的な取組を支援し、土地利用の最適化を推進**します。

<事業目標>

地域コミュニティ機能の維持や強化に取り組み、事業目標を達成した地区数（100地区〔令和8年度まで〕）

<事業の内容>

1. 農地等活用推進事業

市町村や地域協議会等が、**重要な地域資源である農地等を有効活用**するため、**地域ぐるみの話し合い**を通じ、生産基盤や周辺環境を整備するなど、**地域の特性を活かした農業の展開や地域資源の付加価値向上を推進**します。

- ア 専門家を入れた話し合いや地域の特性を活かした最適土地利用計画等の策定
- イ 水田の畑地化や高収益作物の導入等に係る農地の簡易な整備
- ウ 農業用ハウスや簡易トイレ等農業参入しやすい環境の整備

2. 低コスト土地利用支援事業

市町村や地域協議会等が、**重要な地域資源である農地等を低コストで維持**するため、**粗放的な利用（放牧や環境保全効果が期待される蜜源作物等）によるモデル的な取組を支援**するとともに、食料不足等の有事を想定し、当該農地の生産性や有用性を検証します。

① 粗放的農地利用事業

- ア 専門家を入れた話し合いや粗放的利用に係る最適土地利用計画等の策定
- イ 粗放的利用を行うための農地の刈払いや電気牧柵等条件整備
- ウ 蜜源作物等の種苗費や省力化機器の導入等粗放的利用の実証
- エ 保全すべき農地周辺部における鳥獣緩衝帯機能を有する計画的な植林等

② 生産性検証（食料自給力確保）事業

- ア 専門家を入れた有事を想定した安定的な食料生産の実証計画の策定
- イ 食料生産の実証及び実証に必要となる農地の簡易な整備

<事業の流れ>

1/2、定額等

※下線部は拡充内容



<事業イメージ>



地域コミュニティ機能の維持・強化、農山漁村の活性化・自立化

【お問い合わせ先】 農村振興局地域振興課（03-6744-2665）

森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策のうち
林業・木材産業成長産業化促進対策

【令和4年度予算額 7,510(8,185)百万円】
(令和3年度補正予算額 49,482百万円の内数)

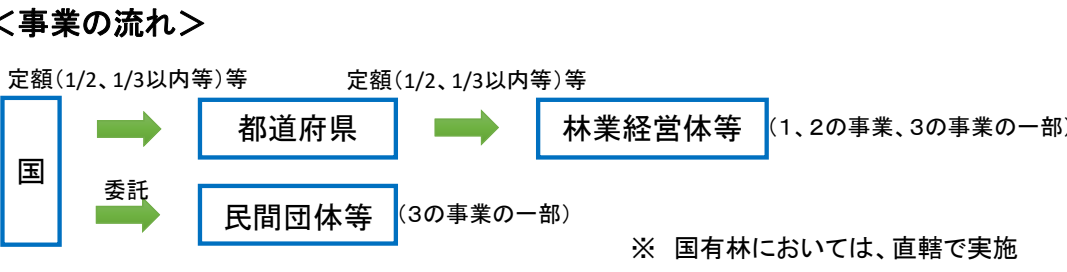
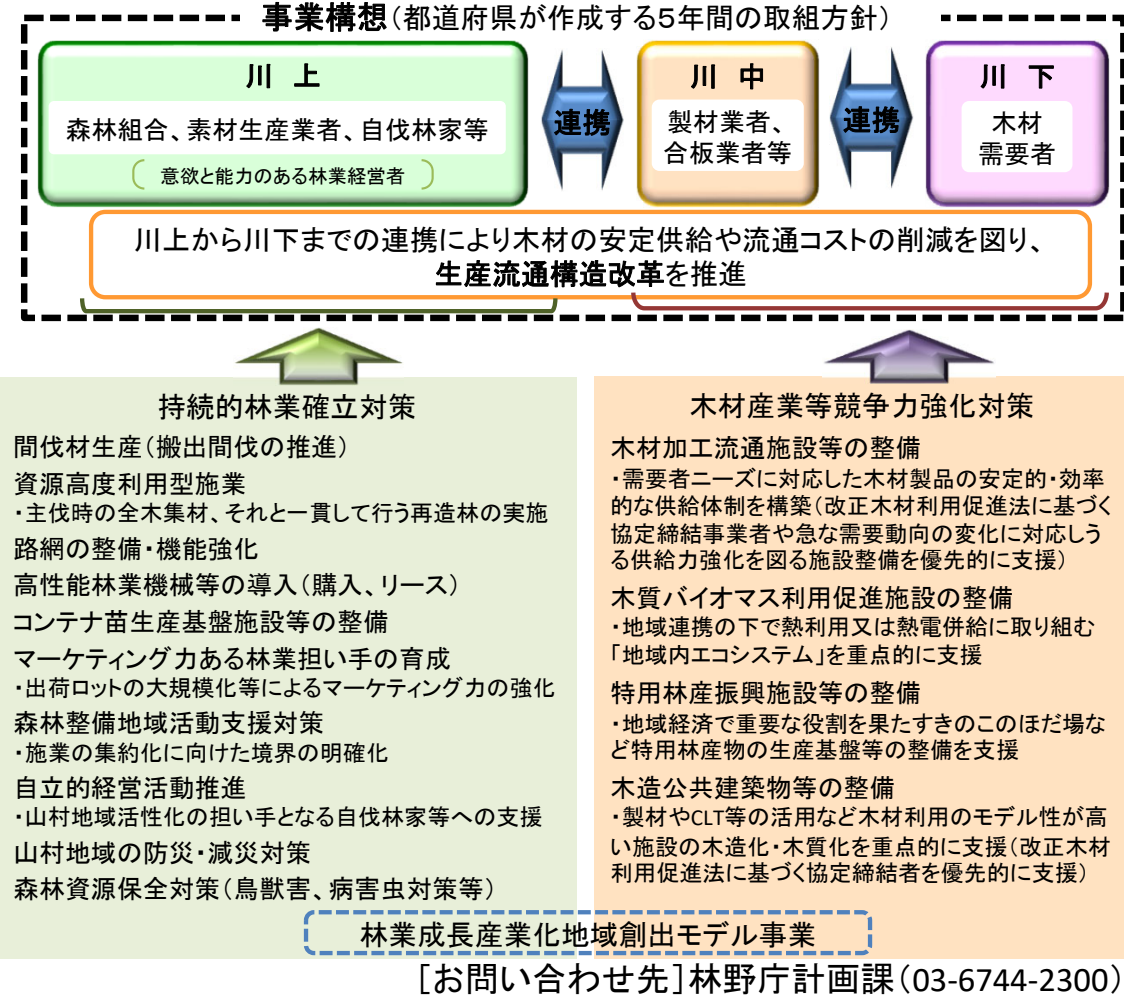
＜対策のポイント＞
長期にわたる持続的な林業経営を確立しつつ、カーボンニュートラルの実現にも貢献するため、搬出間伐、主伐と再造林を一貫して行う施業、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、コンテナ苗生産基盤施設、木材加工流通施設や木造公共建築物の整備等、川上から川下までの取組を総合的に推進します。

＜政策目標＞
国産材の供給・利用量の増加(31百万m³ [令和2年度] →42百万m³ [令和12年度まで])

＜事業の内容＞

- 1. 持続的林業確立対策
意欲と能力のある林業経営者を育成し、持続的な林業経営を確立するため、出荷ロットの大規模化等によるマーケティング力の強化、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出間伐、主伐時の全木集材と再造林の一貫作業、再造林の推進に資するコンテナ苗生産基盤施設の整備、森林境界の明確化、自伐林家等への支援等を推進します。
- 2. 木材産業等競争力強化対策
木材産業等の競争力強化を図るため、意欲と能力のある林業経営者との連携を前提に行う、輸入木材不足への対応として国産材の供給力強化に資する木材加工流通施設、木質バイオマス利用促進施設、特用林産振興施設、木造公共建築物等の整備を支援します。
- 3. 林業成長産業化地域創出モデル事業
地域の川上から川下までの関係者が連携して、木材の安定供給や木材加工流通施設の整備等を進め、森林資源の循環利用や地域の活性化に取り組むモデル的な地域を優先的に支援し、優良事例の横展開等を図ります。

＜事業イメージ＞



＜対策のポイント＞

地域経済で重要な役割を果たす特用林産物の生産基盤の整備を支援するとともに、生産・加工流通の施設整備を支援

＜事業の内容＞

1. 特用林産物生産基盤整備

伝統工芸品の原料としても重要な特用樹林（コウゾ・ミツマタ・漆等）などの造成、山菜等の発生環境整備、ほだ場造成等を支援します。

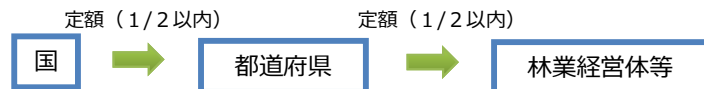
2. 特用林産物生産・加工流通施設整備

特用林産物の生産性の向上や品質の確保を図るため、生産施設や加工・貯蔵施設の整備等を支援します。

＜事業実施主体＞

＞ 森林組合、農事組合法人等

＜事業の流れ＞



＜事業イメージ＞

生産基盤整備



漆林の造成



ほだ場の造成（しいたけ）

生産・加工流通施設整備



人工ほだ場の整備



菌床しいたけ栽培施設の整備



しいたけ出荷施設の整備

森林整備事業＜公共＞

【令和4年度予算額 124,823（124,663）百万円】
（令和3年度補正予算額 46,100百万円）

＜対策のポイント＞

カーボンニュートラルを見据えたグリーン成長を実現するため、森林吸収量の確保・強化や国土強靱化、林業の持続的発展等を図るべく、**間伐の着実な実施に加え、主伐後の再造林の省力化・低コスト化や幹線となる林道の開設・改良等を推進**します。

＜事業目標＞

森林吸収量の確保に向けた間伐の実施（令和3年度から令和12年度までの10年間の年平均：45万ha）

＜事業の内容＞

1. 間伐や路網整備、再造林等

- ① **新たな森林・林業基本計画等を踏まえ、再造林や間伐の省力化・低コスト化を促進することにより森林整備を推進し、健全な森林を育成**します。
- ② 森林資源が充実した区域等において、**路網をバランスよく整備**します。
- ③ **幹線林道の開設・改良**を支援し、林道の強靱化を推進します。
- ④ 老朽化した橋梁等について、集約化のための林道の改良等と併せた撤去を支援します。

2. 大規模地震や豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林の整備

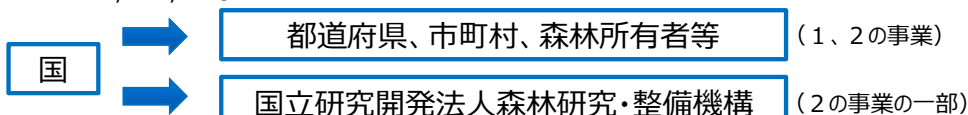
- ① 大規模地震や豪雨・台風等による被害を受けた森林や奥地水源林等について、**公的主体による復旧・整備を推進**します。
- ② **重要インフラ施設周辺の森林整備**を支援することで災害の未然防止につなげます。

森林環境保全直接支援事業・特定森林再生事業	25,831	(25,729)	百万円
森林資源循環利用林道整備事業	2,633	(2,448)	百万円
林業専用道整備事業	523	(563)	百万円
山村強靱化林道整備事業	2,299	(2,500)	百万円
水源林造成事業	25,261	(25,247)	百万円

※ 林道事業において発注・施工時期の平準化を図るため、当初ゼロ国制度を導入

＜事業の流れ＞

1/2、3/10等



※ 国有林においては、直轄で実施

＜事業イメージ＞

カーボンニュートラルの実現に向けた対応

○再造林の省力化・低コスト化を推進

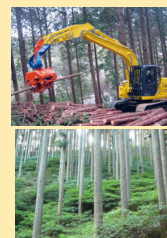
植栽本数や下刈り回数の減などによる造林の省力化・低コスト化施策に対する支援を強化



再造林の面積の確保

○間伐を推進

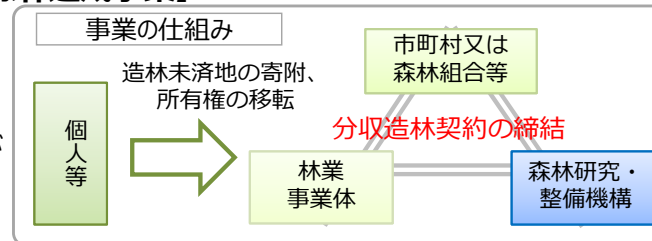
搬出間伐の集約要件、保育間伐の齢級要件等の見直し



間伐の一層の推進

○造林未済地解消対策【水源林造成事業】

奥地水源林の造林未済地※の解消に向けて、土地所有者が造林未済地を市町村等に寄附することを条件に、森林研究・整備機構が分収造林契約により森林を造成
※R2までの伐採箇所に限る



国土強靱化等に向けた対応

○林道の整備や荒廃森林の再生に向けた間伐等の森林整備を実施

木材輸送の効率化や防災機能の向上に向けた林道の開設、改良等を推進



排水工の設置

- ・各地の被害森林の再生を推進
- ・北海道胆振東部地震の被災森林について奥側に広がるエリアの再生を本格的に推進



北海道厚真町の被災森林

【お問い合わせ先】 林野庁整備課（03-6744-2303）

国有林野事業における取組

国有林野について

- 国有林野は、我が国の森林の約3割(国土の約2割)に相当。
- 奥地の急峻な山脈や水源地域に広く分布し、国土の保全、水源の涵養、地球温暖化の防止、生物多様性の保全などの重要な公益的機能の発揮が期待。国有林野の約9割が保安林に指定。
- 林野庁が「国有林野事業」として、一元的に公益重視の管理経営を推進するとともに、森林・林業の再生へ貢献。

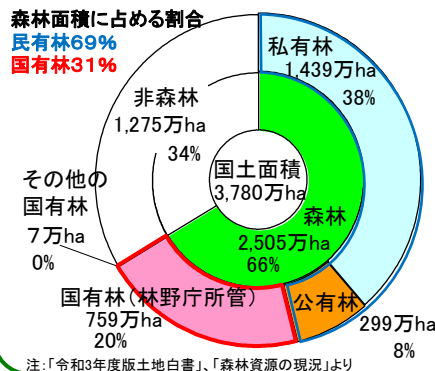
■ 国有林野の分布と組織

全国7森林管理局、流域(森林計画区)を単位とした98森林管理署を設置し、直接、国有林野を管理経営

※ 平成25年4月、国有林野事業の組織・事業の全てを一般会計に移行



■ 森林面積と国有林面積



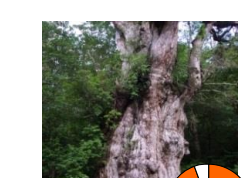
■ 多様な自然を有する国有林野

	面積 (万ha)	国有林野 での割合
国有林(林野庁所管)	759	
国有林野	758	
保安林	686	91%
保護林	98	13%
緑の回廊	58	8%
レクリエーションの森	27	4%
世界自然遺産	11	1%
自然公園	221	29%
鳥獣保護区	126	17%

- 注1: 国有林野の面積は、地域管理経営計画の対象とする面積であり、官行造林地の面積を含まない。
 2: 国有林(平成29年3月31日現在)の面積は「森林資源の現況」による。
 3: 国有林野、保安林、保護林、緑の回廊、レクリエーションの森の面積は「令和2年度 国有林野の管理経営に関する基本計画の実施状況」による。
 4: 世界自然遺産の面積(令和3年7月26日現在)、自然公園、鳥獣保護区の面積(令和3年4月1日現在)は経営企画課調べによる。

■ 世界遺産登録地域

○ 世界自然遺産(陸域面積のほとんどが国有林野)



※ グラフは、世界遺産地域(陸域)に占める国有林野の割合

○ 世界文化遺産

平成25年6月に世界文化遺産に登録された富士山では、構成資産面積の約35%(約7千ha)が国有林野。



国有林野の管理経営

○ 国有林野の立地や森林資源の状況などを踏まえ、主に以下の観点から管理経営を実施。

■ 公益重視の管理経営の一層の推進

森林整備、山地災害の復旧・防止、生物多様性の保全



間伐された健全な森林



豪雨により崩壊した山腹の復旧



溪流沿いの森林の保全

■ 森林・林業の再生への貢献

民有林と連携した施業、木材需要の急変に対応した供給調整、林業技術の開発・実践・普及



木材集積場を民有林・
国有林で共同利用



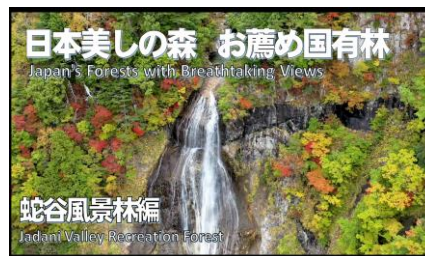
低コスト化に向けた
試験地の設定

■ 「国民の森林」としての管理経営

国民参加の森林づくり、地域振興への寄与



小学生による植樹体験



森林散策に適した箇所を
SNS等で紹介

協定締結による国民参加の森林づくり①

林野庁では、「国民の森林」としての管理経営を進めるため、自ら森林づくりを体験したい、森林づくりを通じて社会貢献をしたい、森林の役割を学ぶ森林教室を行いたいなどのニーズに応じ、このような活動を行おうとする民間団体等が継続的に国有林を活用できる仕組を定め、協定締結による国民参加の森林づくりを推進。

■ 森林づくり活動の種類

- ・ ふれあいの森
ボランティア団体などによる自主的な森林整備を目的とした森林づくり活動
- ・ 社会貢献の森
企業の社会的責任(CSR)活動などを目的とした森林づくり活動
- ・ 木の文化を支える森
歴史的な木造建造物や伝統工芸など木の文化の継承に貢献することを目的とした森林の整備、保全活動
- ・ 遊々(ゆうゆう)の森
森林環境教育の推進を目的とした森林教室、自然観察、林業体験などの活動
- ・ 多様な活動の森
森林の保全を目的とした美化活動、森林パトロールなどの活動(上の4つに分類できない活動)
- ・ モデルプロジェクトの森
地域や森林の特色を活かした効果的な森林管理を目的として、地域で合意形成を図りながら森林管理署と協働・連携して行う森林整備、保全活動



ふれあいの森: 林業体験



遊々の森: 森林教室

■ 協定締結状況(令和2年度末現在)

種 類	箇所数	面積ha	種 類	箇所数	面積ha
ふれあいの森	127	4,266	多様な活動の森	78	3,653
社会貢献の森	176	3,062	モデルプロジェクトの森	16	10,378
木の文化を支える森	24	1,637			
遊々の森	151	6,058	合 計	572	29,054



多様な活動の森: 登山道整備

協定締結による国民参加の森林づくり^{も り}②

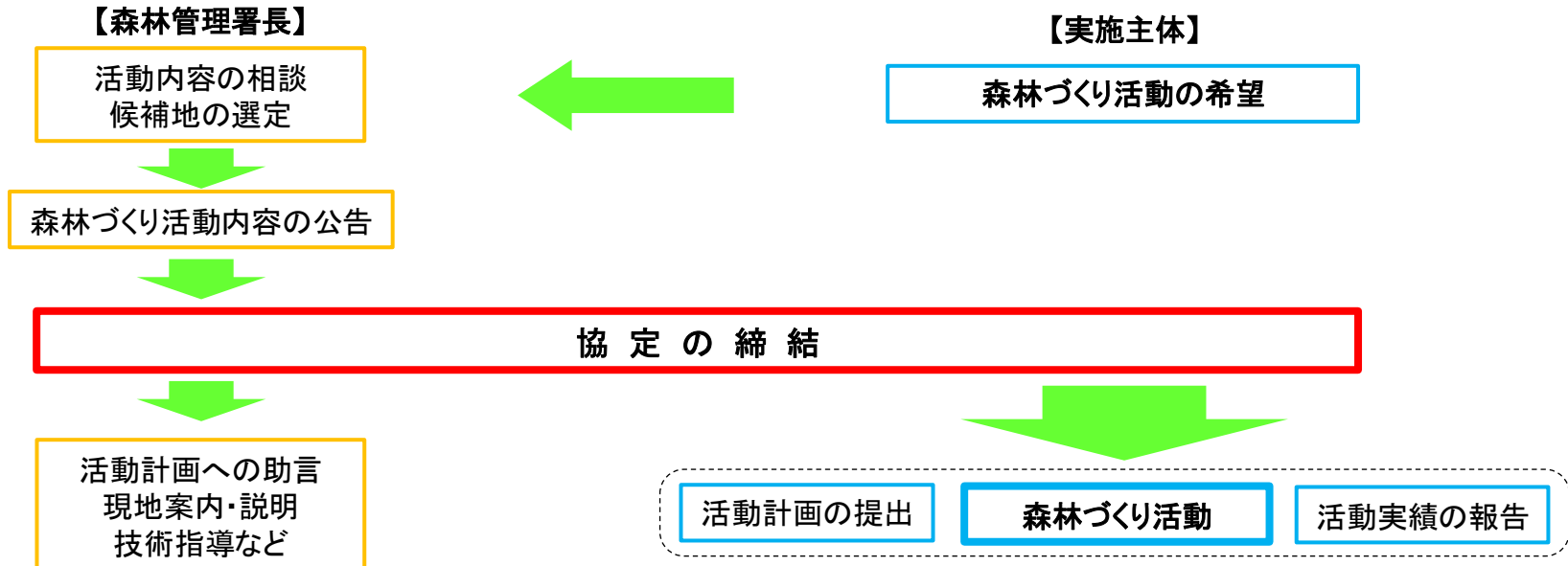
■ 実施主体

民間団体、学校、会社法人、地方公共団体等

■ 主な要件等

- 活動の目的が特定の者の利益に資するものとはならないこと。
- 森林管理署長等と実施主体との間で、目的、活動内容等に関する協定を締結。
- 協定期間は5年を基本とし更新可能。
- 活動に要する経費は、実施主体が負担(国有林の使用は無償)。
- 森林管理署長等は、活動計画の策定や実施に当たり助言、技術指導。
- 実施主体は、立木竹の所有権等を有しない。

■ 森林づくり活動までの流れ



木の文化を支える森①

「協定締結による国民参加の森林づくり」のうち、「木の文化を支える森」は、木の文化の継承に貢献することを目的に、歴史的な木造建築物の修理、特定の樹材種に依存している工芸品・祭礼行事等に必要となる資材を将来にわたり確保できるよう、森林の整備・保全活動等を行う場として国有林のフィールドを提供。

■ 実施主体

原則として次に掲げる者から構成される協議会

- ・ 地方公共団体
- ・ 対象とする木の文化の所有者、管理者等
- ・ 森林整備等の普及に関する活動を行う民間団体
- ・ その他趣旨に賛同する者

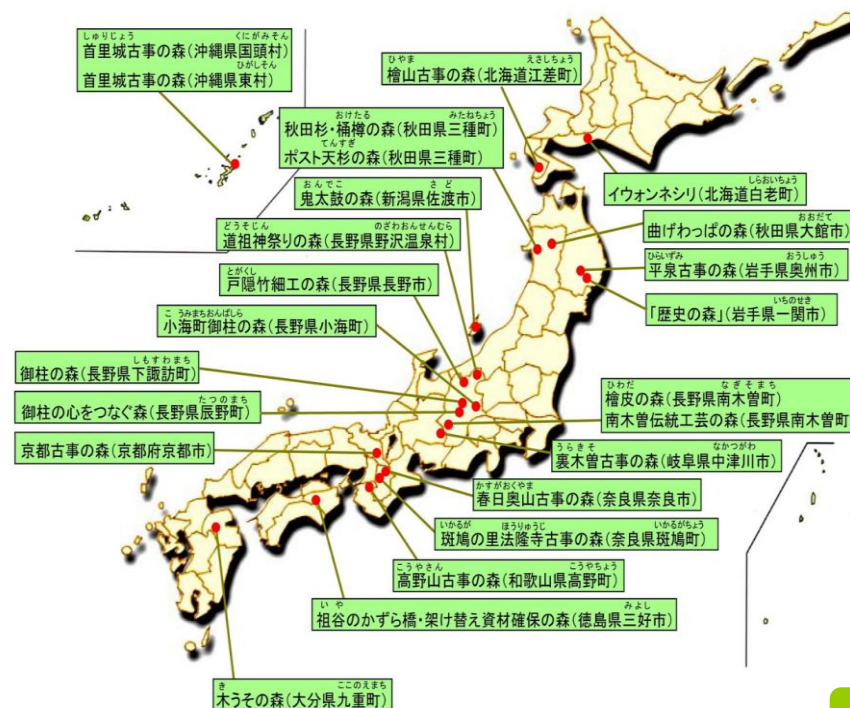
■ 協定締結状況(令和2年度末現在)

- ・ 箇所数: 24
- ・ 面積: 1,637ha

■ 実施箇所



「御柱の森」協議会による植樹の様子



木の文化を支える森②（事例）

長野県の木曽森林管理署南木曽支署では、^{ひわだ}檜皮葺き業者等で構成される業界団体と「木の文化を支える森」の協定を締結。これに基づき、同団体は、檜皮採取者の研修、研修の場を維持するための森林整備活動を実施。

■ 協定名

檜皮の森 （平成14年～）

■ 協定締結者

木曽森林管理署南木曽支署、（公社）全国社寺等屋根工事技術保存会

■ 場所・面積

長野県南木曽町、 71 ha

■ 活動内容

- ・^{もとかわし}檜皮採取者（原皮師）の実地研修（剥皮、査定）
- ・研修箇所までの歩道整備、研修箇所のつる切り等の森林整備活動



研修の様子



研修フィールドの整備